岩手県立こまくさ幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第50号

岩手県立こまくさ幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立こまくさ幼稚園の保育料及び入園料の減免に関する規則(昭和47年岩手県規則第84号)の一部を次のように改正する。

改正前						改正後							
様式第1号(第4条関係)						様式第1号(第4条関係)							
[略]						[略]							
[略]						[略]							
生年月日	年 <u>(4歳</u> 児 児)	月 日	籍				生年月日	年	月日	本	籍		
[略]							[略]						
備考 <u>1</u> 生年月日の欄の括弧内は、該当するものを○で囲んでください。					<u>用</u>	備考 該当事由の欄は、該当する番号を○で囲んでくださ い。							\$
<u>2</u> 該当事由の欄は、該当する番号を○で囲んでくだ													
さい。													
[略]						[晔]							
様式第3号(第	第6条関係	€)				様式第3号(第6条関係)							
1	保育料及で	バ入園料減免台	帳(副簿)					保育料及び	び入園料減	免台帳	も(副	簿)	_
台帳番号	[略]	該当事由 (規則第2条 第1号又は第 2号の別)		備:	考		台帳番号	[略]	該当事 (規則第 第1号又 2号の別	第2条		備考	

	[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。												

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。